

国の動向等

関係法令による位置づけ

年 月	内 容
2015年4月	生活困窮者自立支援法施行
2016年5月	成年後見制度の利用の促進に関する法律施行
2016年12月	再犯の防止等の推進に関する法律施行
2018年4月	社会福祉法一部改正

ア. 生活困窮者自立支援法

第4条（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者
相談
自立相談支援事業
自立に向けたプランを作成

必要な支援へ

住居確保給付金

家賃相当額を支給

就労訓練事業

一般就労が難しい方に作業機会等を提供

就労準備支援事業

就労に向けた支援や就労機会を提供

一時生活支援事業

宿泊場所や衣食を提供

家計相談支援事業

家計の立て直しをアドバイス

子どもの学習・生活支援事業

学習の機会・居場所を提供

イ. 成年後見制度の利用の促進に関する法律

第23条（市町村の講ずる措置）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

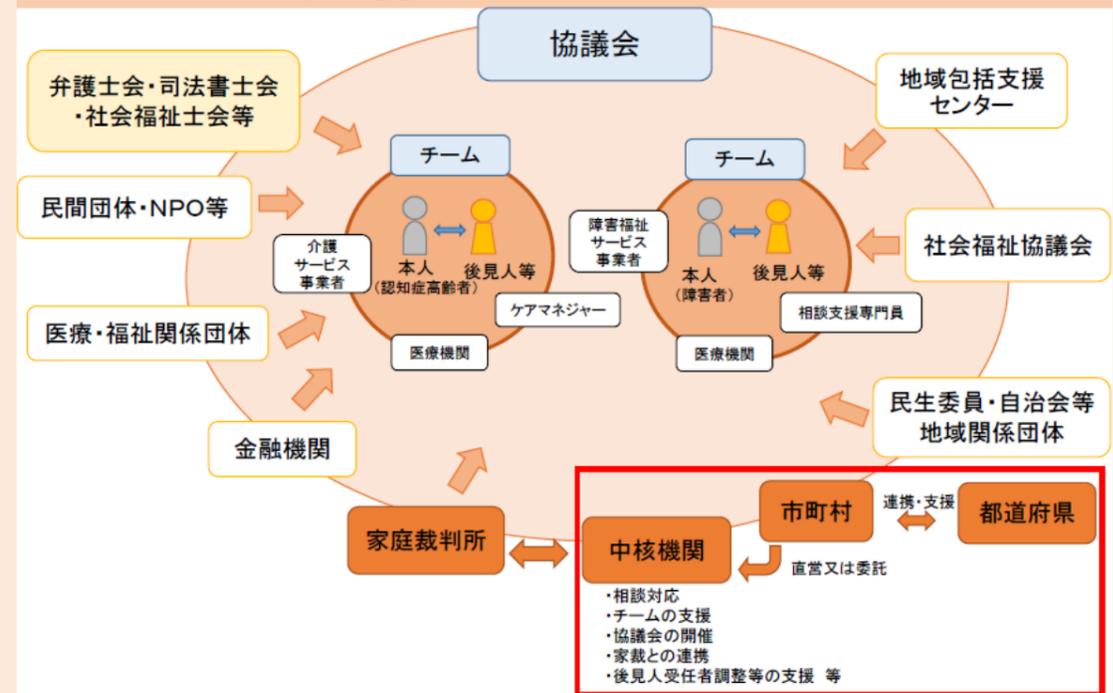
成年後見制度

判断能力が不十分な方のため、契約の締結や財産の管理などを支援します。

【市町村の役割】

- ・ 市町村計画の策定
- ・ 関係者が連携して支援する地域連携ネットワークを構築
- ・ 同ネットワークの中核となる機関の整備

地域連携ネットワークのイメージ



ウ. 再犯の防止等の推進に関する法律

第 8 条（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

再犯防止

犯罪や非行をした人が社会に戻った後、再び罪を犯さないよう支援します。

【国の再犯防止推進計画における重点課題】

- ・ 就労・住居の確保等
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ・ 学校等と連携した修学支援等
- ・ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ・ 民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の推進等
- ・ 地方公共団体との連携強化等
- ・ 関係機関の人的・物的体制の整備等

エ. 社会福祉法

第 106 条の 3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

社会福祉法改正関係

【社会福祉法の改正内容】

- ・ 地域共生社会（※）の実現に向けて、地域住民等は、支援を必要とする人を把握し、関係者と連携して解決を図るよう努める。
- ・ 市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める。
- ・ 市町村は、市町村地域福祉計画を策定するよう努める。
- ・ 地域福祉計画には、各福祉分野における共通的な事項を記載し、福祉の上位計画として位置づける。

地域共生社会とは

高齢化や人口減少などの社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。